

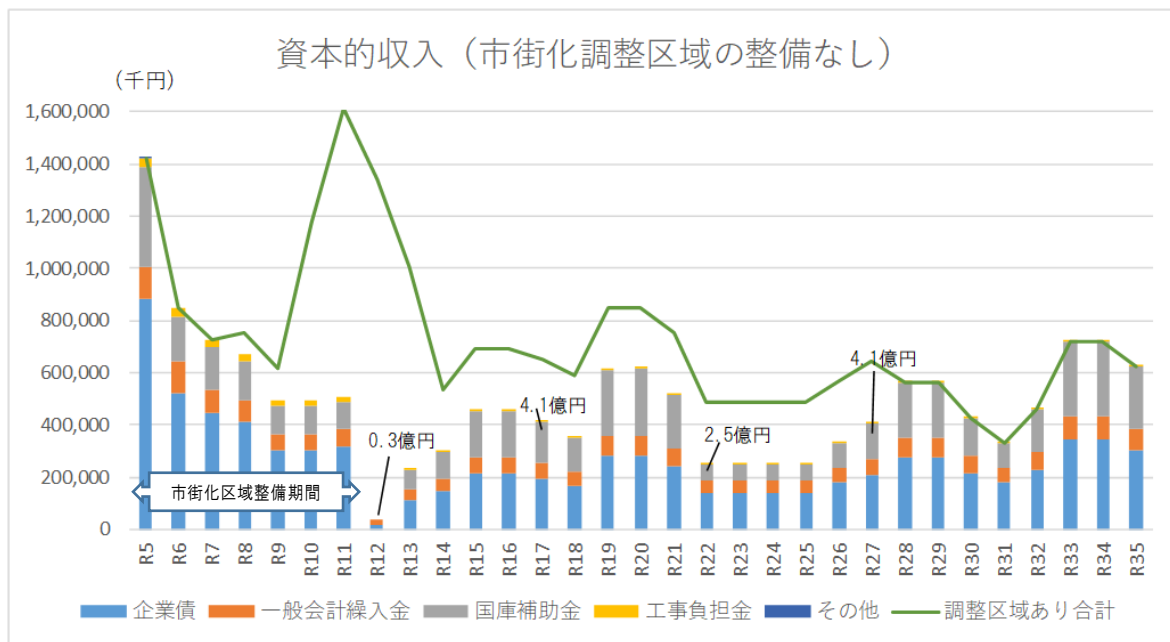
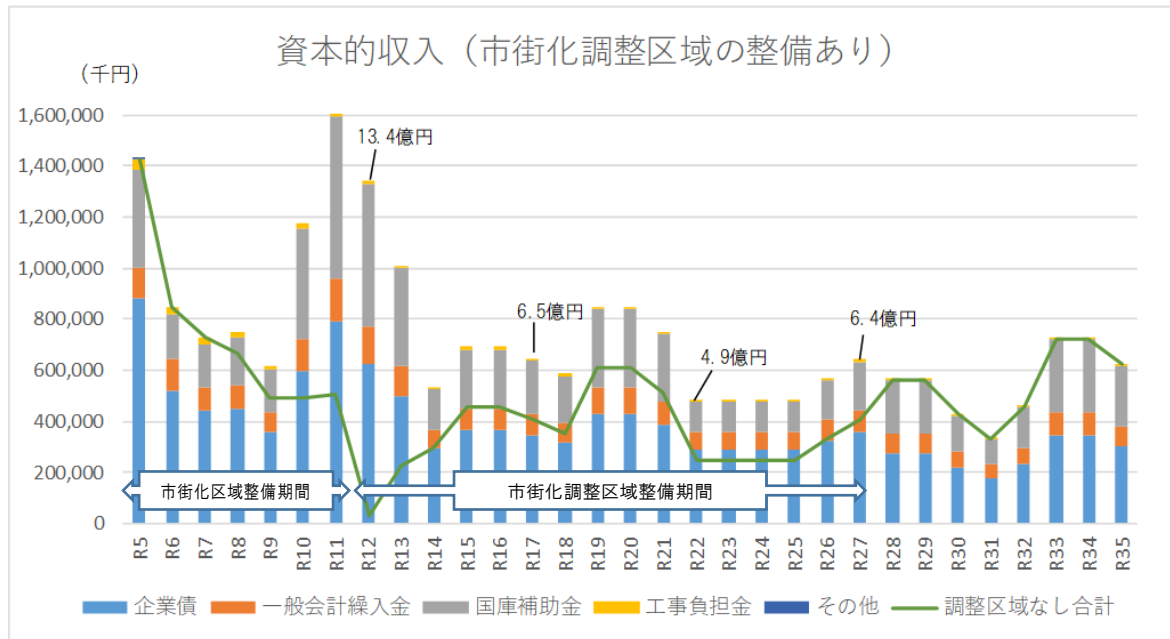
1 前提条件等

- ・下水道基本計画における計画処理区域 1,365ha のうち市街化調整区域 179ha の整備をする/しない
- ・下水道使用料は、令和 9 年度に 30% 程度の改定を実施し、以後は収益的収支の基準外繰入金を解消する
- ・市街化調整区域の整備をする/しないにより、管渠整備及び処理場増設の予定が変わる
- ・令和 13 年度以降は布設後 50 年経過の污水管渠が増えていくため、令和 21 年度までは 1 億円/年、以降は 2 億円/年で管渠布設替を実施
- ・市街化調整区域の整備をする/しないにより、水洗化人口が変わる分の影響を見込んで、下水道使用料収入、維持管理費等を算出

2 資本的収支のシミュレーション

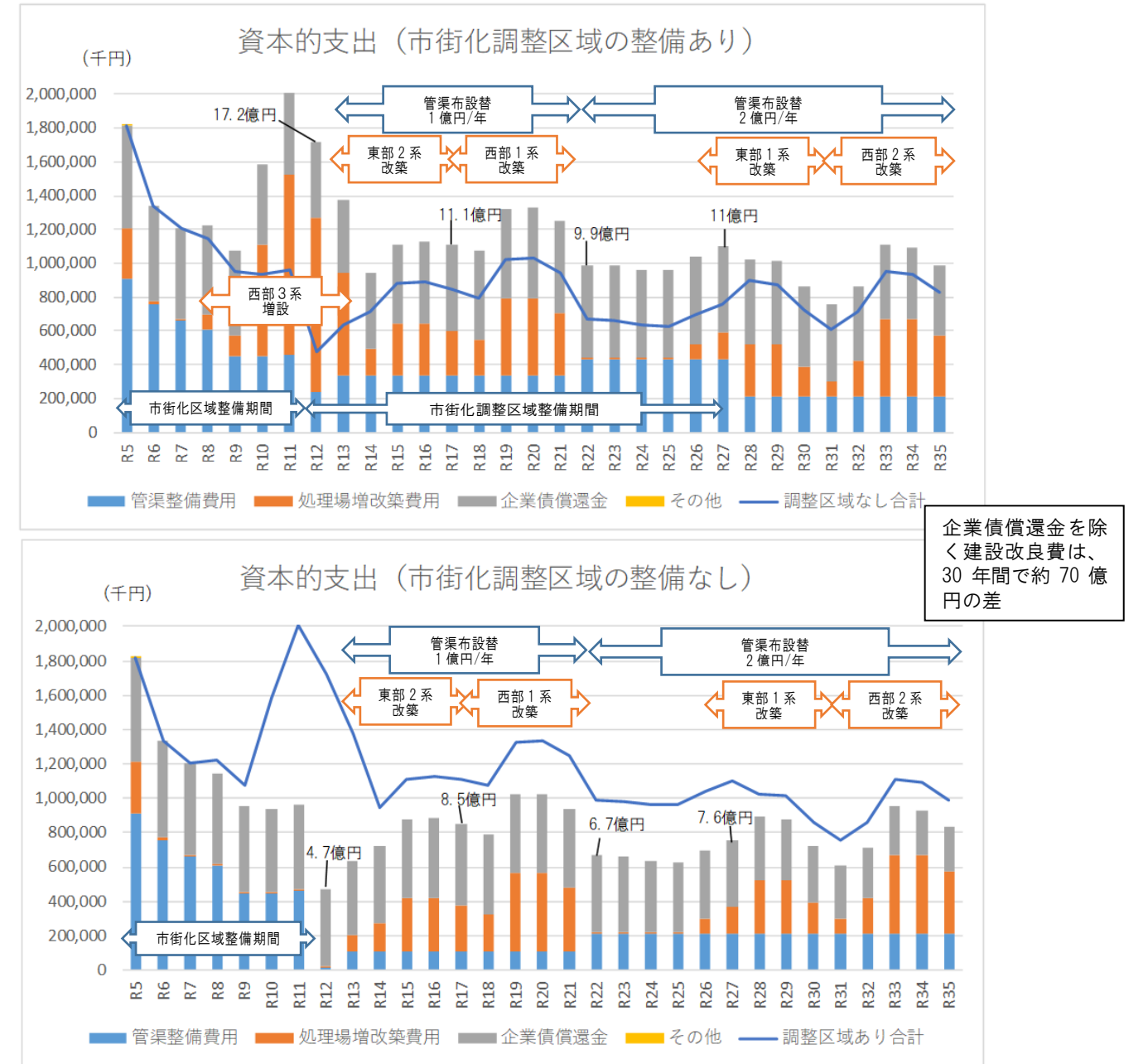
(1) 資本的収入

建設改良費の増減に合わせてすべての収入が増減する。

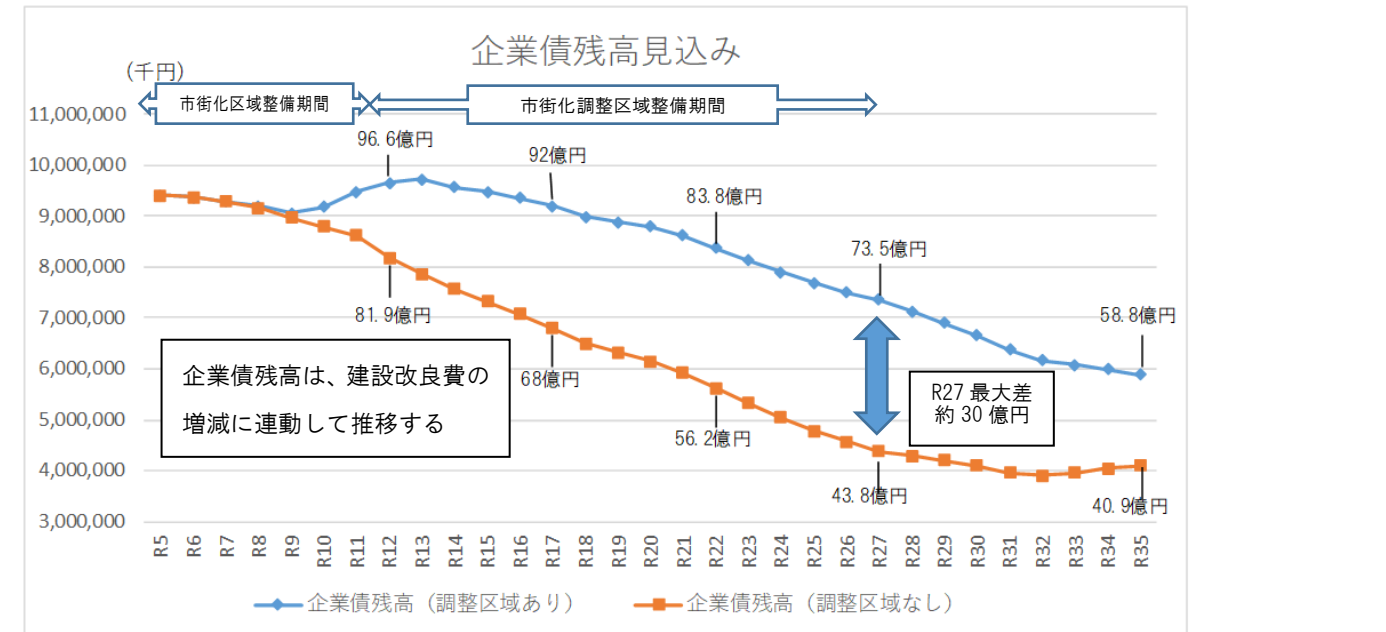


(2) 資本的支出

市街化調整区域の整備をする場合は、西部浄化センター 3 系を増設、面整備が令和 27 年頃まで続く。

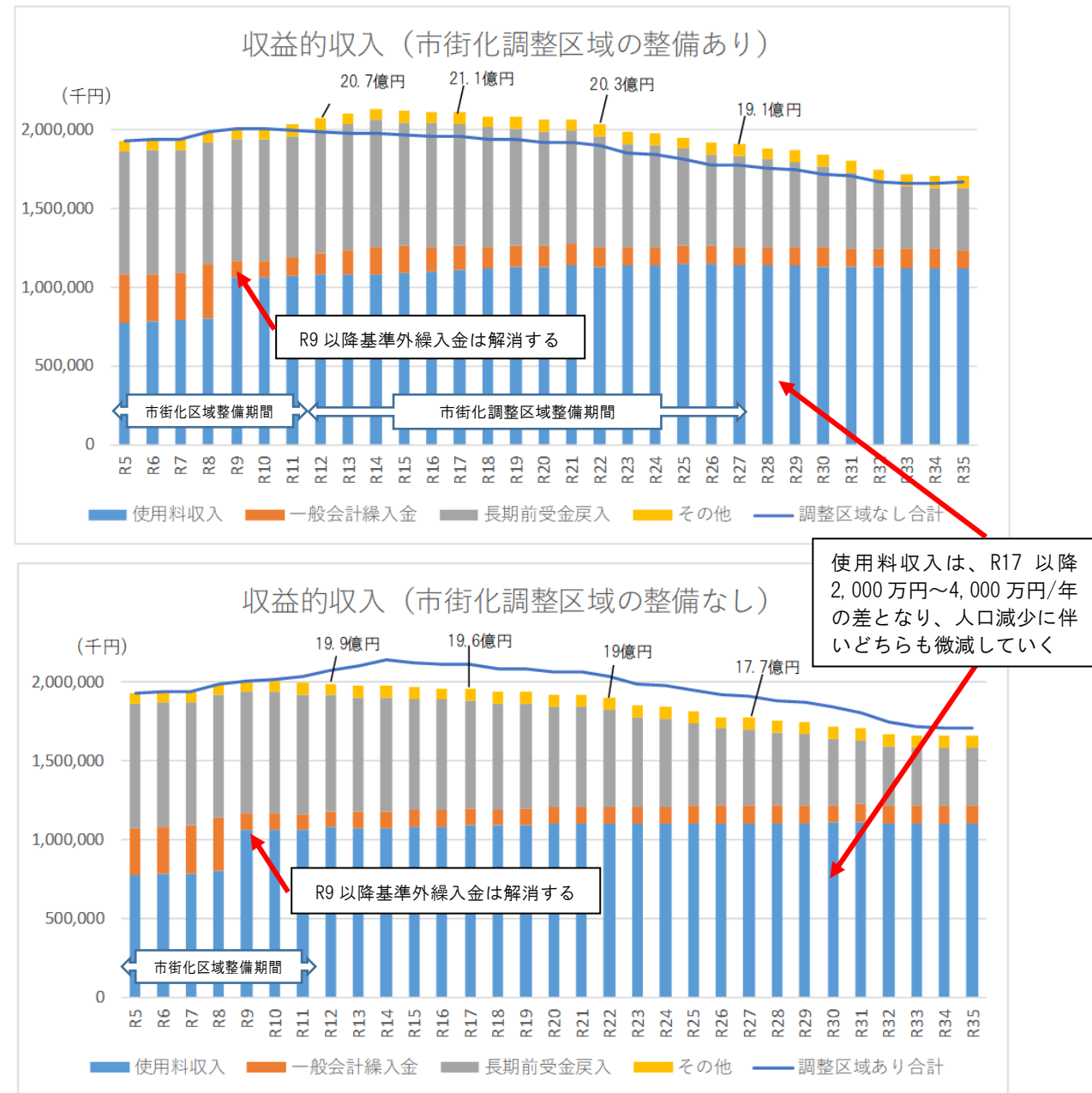


(3) 企業債残高

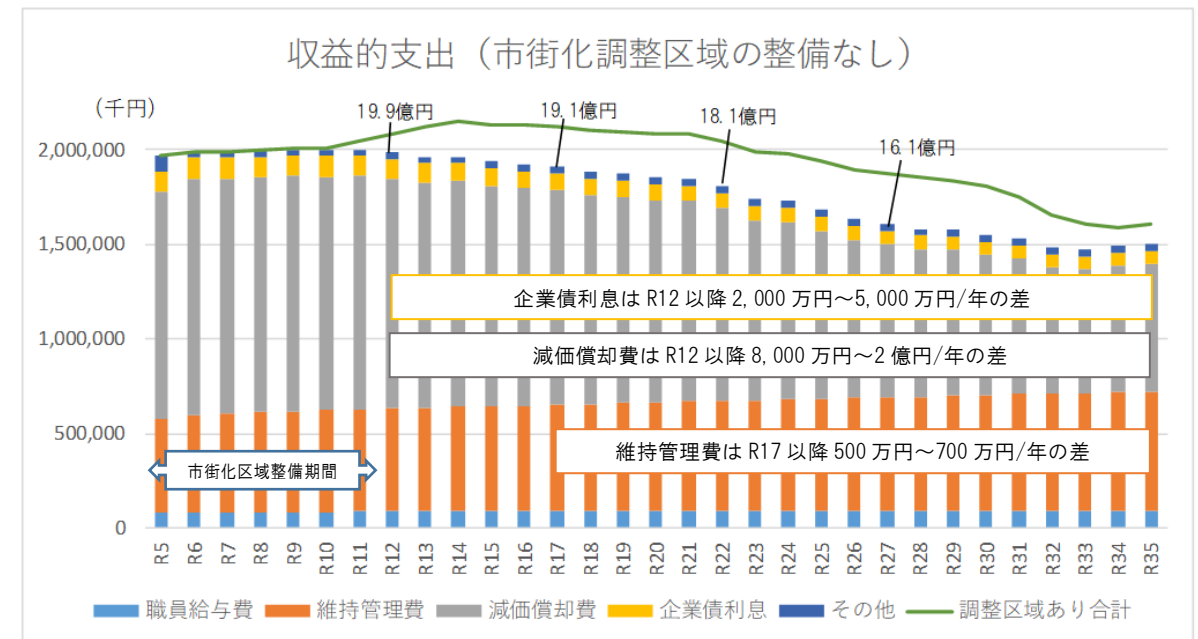
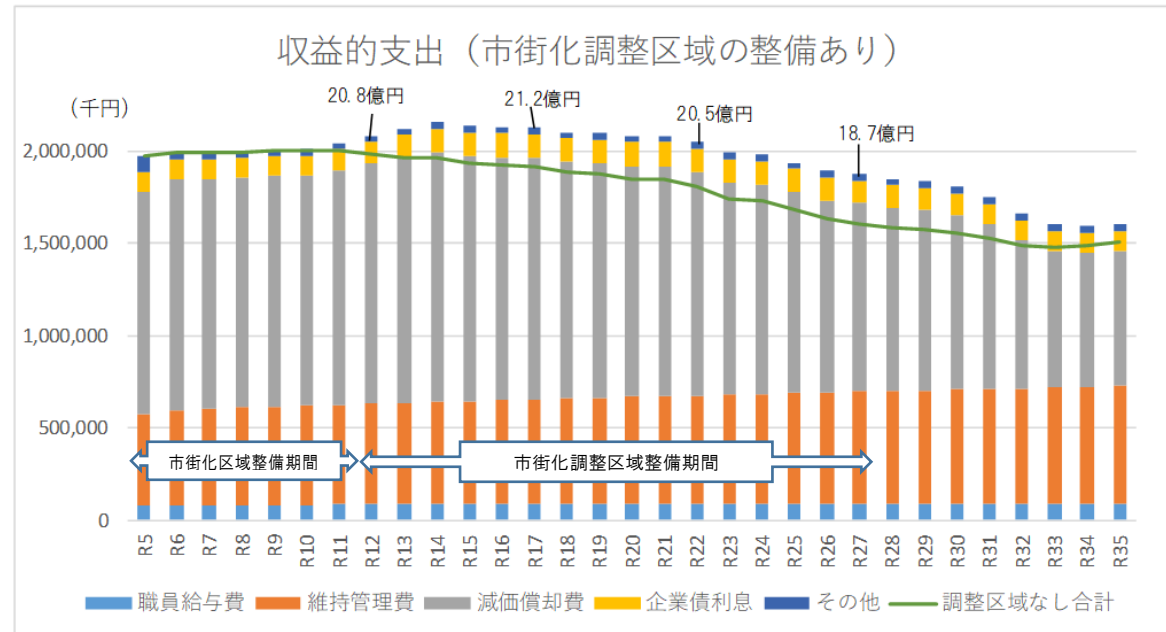


3 収益的収支のシミュレーション

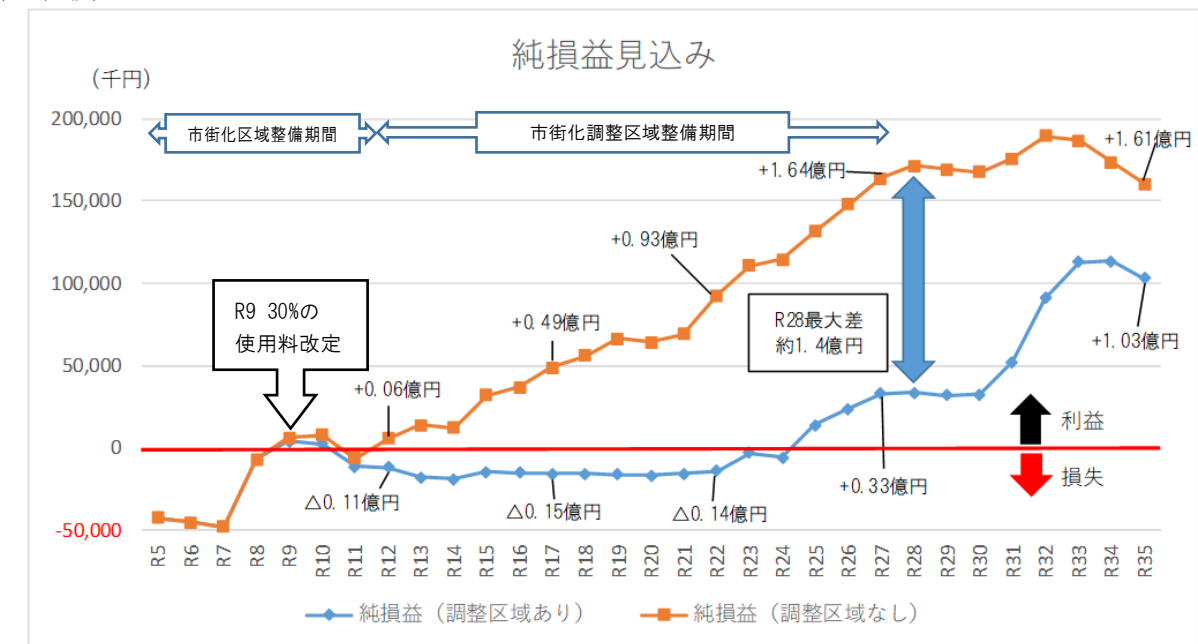
(1) 収益的収入



(2) 収益的支出



(3) 純損益



4 まとめ

市街化調整区域の整備をする/しないによって資本的収支の建設改良費が大きく変わることにより、収益的収支の減価償却費や企業債利息などにも影響が出る。また、市街化調整区域の整備をしない場合、水洗化人口の見込みが減るため、使用料収入は減少するが、処理水量も減ることから、維持管理費も若干減少する。

これらのことから、収益的収支の純損益の見込みは、整備をする場合は令和9年度の使用料改定により、一旦利益が出るが、令和11年度以降令和24年度まで再び損失に転じる見込みとなっており、更なる使用料改定が必要となってくる。一方、整備をしない場合は、令和9年度の使用料改定後は、令和11年度を除いて利益を出せる見込みとなっている。

企業債残高の見込みも、令和27年度には最大で約30億円の差となっており、将来世代への負担にも大きく差が出る結果となった。

以上のことから、市街化調整区域の整備をする/しないは、下水道事業の経営状況に大きな影響を与えるものであり、使用料収入により利益を計上して、污水管渠や処理場の老朽化対策に注力していくべき今後の事業の在り方や、下水道使用者の大部分である市街化区域の住民への負担を考えると、経営的には整備をしないことが望ましいと言える。